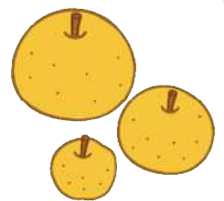


白色申告をしている果樹農家の皆様へ

青色申告の方は
収入保険への加入が
おススメ！

白色申告書を利用して 果樹共済の全相殺減収方式に加入 できるようになりました！

全量をJA等の出荷団体へ出荷している方、青色申告の方だけでなく、
白色申告の方も全相殺減収方式に加入できることとなります。
白色申告を行っておられる方が、全相殺減収方式に加入するには、
税務申告用の帳簿のデータが必要です。（詳しくは裏面へ）



全相殺減収方式では

○半相殺短縮方式より補償が手厚く、 損害査定が明確です！

- ・ 2割超の減収から支払われ、最高で平年収穫量の7割まで補償されます。
- ・ 損害査定は、損害評価員による現地評価ではなく、**出荷資料**やご自身が**記帳した帳簿の収穫量**により行うため明確です。

○発芽（開花）前の被害も補償できます！

- ・ 半相殺短縮方式の補償期間は発芽期（開花期）から収穫までですが、全相殺減収方式は花芽の形成期（春枝の伸長停止期）から補償されます。
- ・ **発芽前の被害**（雪による枝折れ、ねむり症などによる減収）もカバーすることができます。

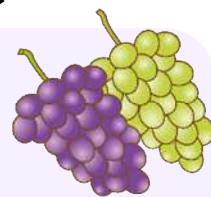
○補償単価はご自身の販売単価となります！

- ・ ご自身の過去の**平均的な販売単価**を 補償単価として使用することができます。

白色申告の方が全相殺減収方式に加入するには、

収穫量の記帳など

帳簿の準備を進めましょう！



共済金の算定の基となる標準収穫量を設定するために

- ① 税務申告のために記帳している帳簿の品目（品種）ごとの『収穫日ごとの収穫量』
- ② 白色申告の収支内訳書の品目（品種）ごとの販売金額等

を用います

本年産の収穫日・収穫量を忘れないように記録して保管してください

記載例 1

収穫日	収穫量		
月/日	ぶどう		
○月○日	▲kg		
●月●日	■kg		
◎月◎日	◆kg		

記載例 2

収穫日	収穫量		
月/日	デラウェア	巨峰	シャインマスカット
○月○日	▲kg		
●月●日		■kg	
◎月◎日			◆kg

品種ごとに記帳すると
品種単位で
補償されます！

詳しくは最寄りの農業共済組合にお問い合わせください

(連絡先) 愛知県農業共済組合 事業部 農産果樹課

TEL : 052-204-2411